

# ～貯水槽水道の適正な管理について～

## 1 安全な水を使用するために

ビル・集合住宅・学校・病院などの多くは、水道水を受水槽や高置（高架）水槽を通じて給水しています。このような施設では水槽等の管理が十分でないと、水道水が汚れて不衛生になる場合があります。

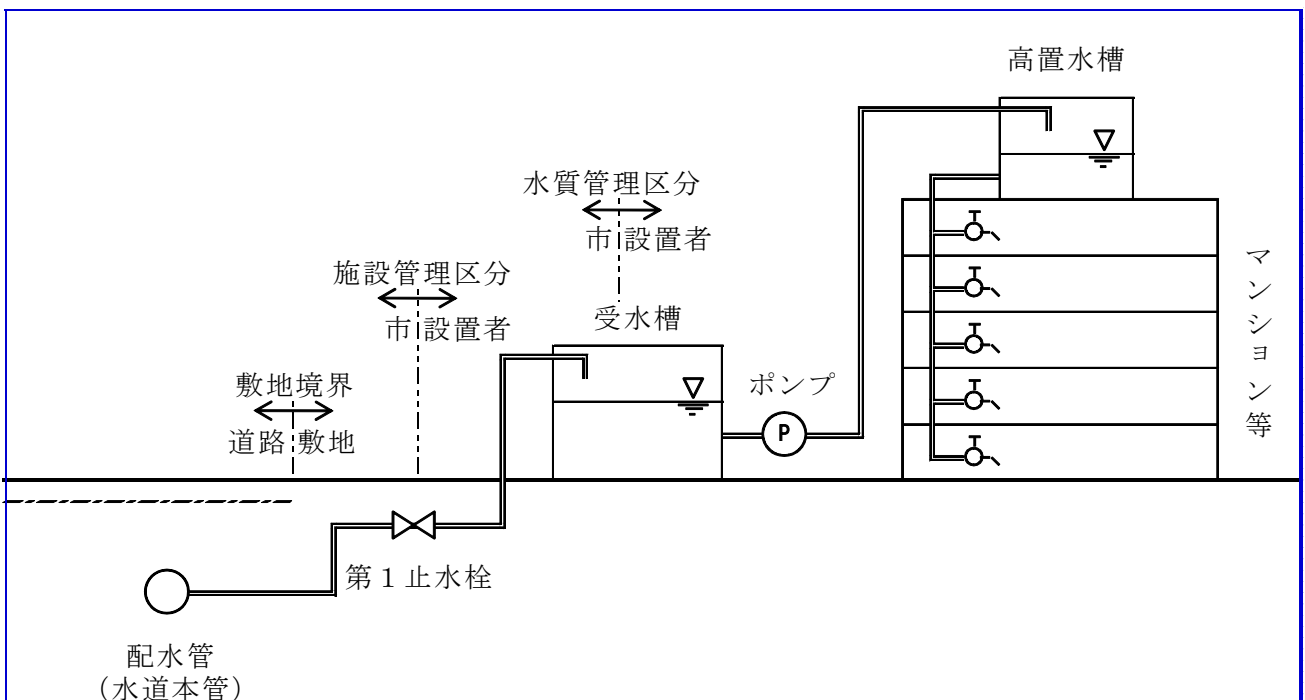
受水槽に入るまでの水道水は水道事業者（市：市営水道、県：県営水道）が管理していますが、**受水槽以降はその設置者（又は建物の所有者・管理者等）が責任をもって管理することになっています。**

このため、受水槽等の水槽を設置している方は、その規模や利用形態により「水道法」、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：ビル管理法）」、「白井市小規模水道条例」、水道事業者の給水条例（「白井市水道事業給水条例（市営水道）」）に基づき適正な管理等を行うこととされております。

この資料では、市営水道の貯水槽について説明するものですので、県営水道の貯水槽については、「9 連絡先」の千葉県企業局（旧：千葉県水道局）のホームページを参照して下さい。

図-1 受水槽式水道のしくみ

3階以上の建物などで水圧が不足するところや一時に大量の水を使用するところで、水道の水を一旦受水槽等に受け、ポンプで高置（高架）水槽に送って給水します。



## 2 貯水槽水道の種別

貯水槽水道とは水道事業者から供給される水のみを水源とし、その水を一旦受水槽等の水槽に受けた後、建物の利用者に飲み水として供給される施設の総称です。

そのうち、施設規模等により

- ①「受水槽の有効容量が $10\text{m}^3$ を超える水道施設」は、「簡易専用水道」として水道法で管理等の基準が定められています。
- ②「受水槽の有効容量が $10\text{m}^3$ 以下の水道施設の中で給水人口が50人以上の水道施設」は、「小規模簡易専用水道」として、白井市小規模水道条例で管理の基準等が規定されています。
- ③「受水槽の有効容量が $10\text{m}^3$ 以下で給水人口50人未満の水道施設」は、「小規模貯水槽水道」として、白井市給水条例及び同施行規程で管理の基準が規定されています。

なお、まったく飲み水に使用しない工業用水、消防用水、地下水（井戸水）を汲んで受水槽に溜めている場合は、貯水槽水道には該当しません。

また、受水槽の有効容量とは、水槽内の流出水位と最高水位（オーバーフロー管）との間に貯留され、適正に利用可能な容量をいいます。不明な場合は、貯水槽の外面の側壁に有効容量が記載されている場合が多いので確認して下さい。

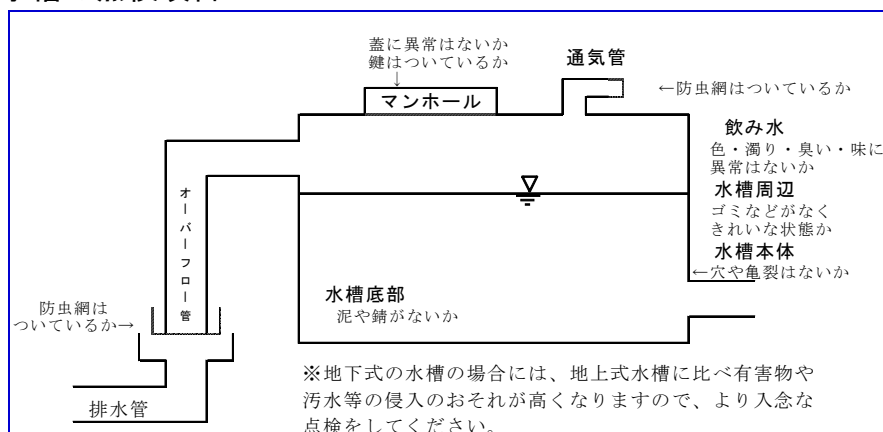
## 3 設置者の義務

貯水槽水道の設置者（又は所有者、管理者等）は、貯水槽水道の利用者が安心して飲用できるよう、その施設や水質を管理しなければなりません。

管理基準については、前記の簡易専用水道等の種別によりそれぞれ定められています。詳細については、P7の「貯水槽水道の管理基準等一覧表」を参照して下さい。

なお、いずれの貯水槽水道の場合にも共通する主な管理上のポイントは、次のとおりとなりますので参考にして下さい。

図2 受水槽の点検項目



### (1) 水槽（受水槽・高置水槽）の清掃

- ・年1回以上、定期的に清掃して下さい。
- ・清掃の実施は、専門的な知識や技能を有する者（建築物飲用水貯水槽清掃業の保健所登録業者等）に行わせるのが望ましいです。

### (2) 水槽（受水槽・高置水槽）の点検

- ・水が有害物や汚水等によって汚染されることのないように、定期的に（月1回程度）水槽の点検を行って下さい。
- ・その他、地震、凍結、大雨、大風などのあった時も連やかに点検を行って下さい。
- ・点検等により欠陥を発見したときは、すみやかに改善措置を行って下さい。

### (3) 水質検査の実施

- ・給水栓（蛇口）での水の水質検査（色・濁り・臭い・味等の異常の有無）を1日1回程度定期的に行って下さい。
- ・異常があった時には、その水を採水し水道法20条に基づく厚生労働大臣の登録を受けた民間の水質検査機関に依頼し、必要な項目の検査を行い安全性を確認して下さい。

### (4) 給水停止及び利用者への周知

- ・供給する水が人の健康を害するおそれがあるとわかったときは、ただちに給水を停止しその水を飲まないよう、利用者及び利用する可能性のある人に知らせなければなりません。
- ・給水停止が長時間にわたる場合においては、代替水の確保に努めて下さい。

## 4 定期的な受検

受水槽や高置（高架）水槽は密閉された構造ではありません。通気管、点検口などで外気に触れたり、破損等により雨水やゴミ、虫・小動物が入ったりして水槽内が汚れてしまう場合があります。

簡易専用水道（受水槽有効容量10m<sup>3</sup>以上）の設置者の方は、毎年1回以上定期的に、厚生労働大臣の登録を受けた検査機関に依頼して、管理の状況についての検査を受けなければならないとされてますので検査を実施して下さい。（水道法第34条の2第2項）

小規模貯水槽水道の設置者の方についても、上記に準じ専門機関に点検（検査）等を依頼し、安全な水の確保に努めて下さい。（白井市給水条例施行規程第16条）

検査機関については、「9 連絡先」の厚生労働省のホームページを参照して下さい。

## 5 管理点検のポイント

受水槽等への犯罪行為対策(毒物等混入防止対策)として、以下のことについて注意し、定期的な巡回を行う等管理の強化に努めて下さい。

### (1) 受水槽・高置水槽の点検 : 毎月実施

- ①水槽の周辺は清潔で整理・整頓されていますか。
- ②水槽にひび割れや水漏れはありませんか。
- ③周囲に汚染の原因となるものは置いてありませんか。
- ④水槽内に沈でん物や浮遊物はありませんか。
- ⑤マンホールのふたは防水密閉型できちんと鍵がかかっていますか。
- ⑥マンホールの防水パッキンは傷んでいませんか。
- ⑦オーバーフロー管や通気管の防虫網はついていますか。
- ⑧オーバーフロー管や通気管の防虫網は傷んでいませんか。

### (2) 水質検査の実施 : 毎日実施

無色透明なガラス製のコップに給水栓から水を取り、肉眼で次の項目を検査して下さい。

- ①色
- ②濁り
- ③臭い
- ④味

に異常はありませんか。

○ 異常があった場合は、その原因としては次のようなことが考えられます。専門機関により詳しい検査を依頼して下さい。

#### ①色の付いた水が出る

- 赤い水 鉄製の水槽や鉄管の腐食
- 青い水 銅製の水槽や銅管の腐食
- 白い水 空気(気泡)の混入、亜鉛メッキ鋼管の腐食

#### ②濁りがある

水槽が汚れている

#### ③臭いがある

- 水槽が汚れている
- 水槽内に汚染物質が混入している

#### ④味がある(味に異常がある)

- 水槽が汚れている
- 給水管等の腐食

## ○ 水槽の清掃、年1回の清掃を

年に1回以上行う水槽の清掃は、水槽壁面の清掃や内部の消毒などを行うものですが、清掃の際には、「建築物における衛生的環境の確保に関する法律（通称：ビル管理法）」に基づいて知事の登録を受けた貯水槽清掃業者を活用することが望ましいとされています。

## ○ 水質検査等の記録の保管を

受水槽の清掃、点検、水質検査等の結果記録や日誌等の関係書類の保管に努めて下さい。

## 6 簡易専用水道の管理の検査（定期検査）

簡易専用水道の設置者は、水道法の規定による施設の管理を行うとともに厚生労働大臣の登録を受けた検査機関の定期検査を受ける必要があります。（水道法第34条の2）

検査の結果、衛生上問題があると認められた場合には、検査機関は設置者に対してすみやかに対策を講じるよう助言するとともに衛生行政（市環境課）にも連絡します。

また、検査終了後交付する検査結果報告書は、検査後約3年間保管して下さい。

## 7 水道事業者（市上下水道課）が行うこと

貯水槽水道設置者が適正な管理が行えるように水道事業者は次のことを行います。

- (1) 設置者に対し貯水槽水道の管理及び検査について指導、助言及び勧告を行います。
- (2) 利用者に対し貯水槽水道の衛生面や水質等の相談に応じ、貯水槽水道に関する情報を提供します。また、要望により給水栓（蛇口）での水質検査を行います。

## 8 万一の時は・・・（事故等の対処手順）

何らかの原因で事故等が生じ貯水槽水道が使用不可能になった場合には、次の手順で対処して下さい。対処について分からないことがある場合には市上下水道課に連絡して下さい。指導、助言を行います。

- ① 水の汚染事故等が起きたら、ただちに給水を停止し利用者に事故等の状況及び水道が使用できないことを知らせて下さい。  
↓
- ② 汚染原因の除去（清掃等）及び消毒作業の手配をして下さい。  
↓
- ③ 代替水（近隣や水道管から直接給水している蛇口（散水栓等））を確保して下さい。  
↓
- ④ 水質検査等を行い、安全を確認して下さい。（安全の確認後に給水再開）

## 9 問い合わせ先

小規模貯水槽水道に関するお問い合わせは

白井市役所 電話 047-492-1111(代)  
都市建設部 上下水道課 工務班 内線3751～3755

専用水道、簡易専用水道及び小規模簡易専用水道に関するお問い合わせは

白井市役所 電話 047-492-1111(代)  
市民環境経済部 環境課 環境保全・放射線対策班 内線3761～3764

千葉県企業局（旧：千葉県水道局）のお問い合わせは

千葉県企業局 船橋水道事務所 千葉ニュータウン支所 電話 0476-46-3514

千葉県ホームページ 「貯水槽水道の地域巡回サービスについて」  
<http://www.pref.chiba.lg.jp/suidou/kyuusui/chosuisou/junkai.html?mode=preview>

検査機関については

厚生労働省ホームページ 「検査機関」  
<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/topics/bukyoku/kenkou/suido/suishitsu/02a.html>

# 貯水槽水道の管理基準等一覧表

種別	簡易専用水道	小規模簡易専用水道	小規模貯水槽水道	ビル管理法適用の簡易専用水道
適用法令	水道法	白井市小規模水道条例	白井市水道事業給水条例	ビル管理法 建築物環境衛生管理技術者選任法（ビル管理法）
適用範囲	<ul style="list-style-type: none"> <li>水道法第34条の2</li> <li>貯水槽容量10m<sup>3</sup>を越え1000m<sup>3</sup>以下 など</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例第2条</li> <li>貯水槽容量10m<sup>3</sup>以下で給水人口50人以上（水道法適用外のもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>条例20条の3</li> <li>貯水槽容量10m<sup>3</sup>以下で給水人口50人未満（水道法及び白井市小規模水道条例適用外のもの）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>ビル管理法施行令第1条</li> <li>延床面積3,000m<sup>2</sup>以上の事務所、店舗、集会場等（学校教育法第1条に規定する学校は8,000m<sup>2</sup>以上）</li> </ul>
開始の届出	なし	条例第13条第1項設置の届出	なし (給水装置の申請等による)	法第5条（届出） 使用開始から1か月以内に県知事へ
廃止の届出	あり	条例第13条第2項規則で定める変更又は廃止した場合	なし (給水装置の申請等による)	なし
管理基準	<p>法第34条の2 施行規則第55条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水槽の清掃を1年以内ごとに1回、定期に、行うこと。</li> <li>2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。</li> <li>3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、水質基準に関する省令の表の上欄に掲げる事項のうち必要なものについて検査を行うこと。</li> <li>4 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</li> </ol> <p>受検の義務 法第34条の2第2項 施行規則第56条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 設置者は当該施設の管理について、省令に定めるところにより、1年以内に1回、定期に、厚生労働大臣の指定するものの検査を受けなければならない。</li> <li>2 定期検査の項目は、水質・管理関係書類・貯水槽の外観等であり、水質検査は、給水栓における水の色・濁り・臭い・味及び残留塩素の有無</li> </ol>	<p>条例第14条 施行規則第11条</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水槽の清掃を毎年1回定期的に行うこと。</li> <li>2 有害物質、汚水等による水の汚染を防止するために水槽の点検その他必要な措置を講ずること。</li> <li>3 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、規則で定めるところにより、水質検査を行うこと。</li> <li>4 供給する水が人の健康を害するおそれがあることを知ったときは、直ちに、給水を停止し、かつ、その水を使用する旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</li> </ol>	<p>条例第20条の3第2項 施行規程第15条の2(1)</p> <p>ア 水槽の清掃を1年以内ごとに1回定期に行うこと。</p> <p>イ 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。</p> <p>ウ 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、「水質基準に関する省令」に規定する検査項目等による検査を行う。</p> <p>エ 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</p> <p>施行規程第15条の2(2) 前号（上記管理基準）の管理に関し1年以内ごとに1回、定期に、給水栓における水の色、濁り、臭い及び味に関する検査並びに残留塩素の有無に関する水質の検査を行うこと。</p>	<p>法第6条 建築物環境衛生管理技術者を選任すること。 施行令第2条管理基準 飲料水を供給する場合は、水道法第4条に規定する水質基準に適合する水を供給すること。</p> <p>施行規則第4条第1項（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 残留塩素の含有率を0.1ppm以上に保持すること。</li> <li>2 水槽の点検等有害物、汚水等によって水が汚染されるのを防止するために必要な措置を講ずること。</li> <li>3 一般細菌等16項目の水質検査を6月以内に1回、トリハロメタン等12項目の水質検査を毎年測定期間中に1回行うこと。</li> <li>5 給水栓における水の色、濁り、臭い、味その他の状態により供給する水に異常を認めるときは、「水質基準に関する省令」に規定する検査項目等による検査を行う。</li> <li>6 供給する水が人の健康を害する恐れがあることを知ったときは、直ちに給水を停止し、かつ、その水を使用することが危険である旨を関係者に周知させる措置を講ずること。</li> </ol> <p>施行規則第4条第2項（抜粋）</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 水槽の清掃を1年以内ごとに1回定期に行うこと。</li> <li>2 残留塩素の検査を7日以内ごとに1回定期に行うこと。</li> </ol>

備考  
条例20条の3第2項については、努力規定である。また、小規模簡易専用水道を含む。